

4 日 獣 発 第 81 号
令 和 4 年 7 月 8 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」及び「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改正について

このことについて、令和4年5月31日付け4消安第1075号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

現在、馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする食品残さ等利用飼料については、牛、めん羊、山羊又は鹿に由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離した製造工程で発生したものであることを農林水産大臣の確認を受けなければならないと定められています。このたびの通知は、①冷凍食品を製造する工場等の製造過程から発生する残さについては、農林水産大臣の確認の対象から除外すること、②食品残さ等利用飼料の製造段階又は原料となる食品の製造段階で加熱処理及び製造工程の管理が義務付けられているものは、生肉、生魚等を含む加工食品残さであっても、食品残さ等利用飼料の原料として利用できること、この2点を都道府県知事あてに通知した旨、周知依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会
事業担当 山本・守尾
TEL 03-3475-1601